

第19回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和3年11月24日（水）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第80号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
の制定依頼について (資料1)
- (2) 議案第81号 県費負担教職員の任命等の内申について (資料2)

議案第 80 号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の
制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 24 日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の
制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和3年11月24日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和3年10月20日）に基づき、区立幼稚園教育職員に対する期末手当の支給月数の改定を行う。

2 改正の内容

期末手当の年間支給月数をつぎのとおり変更する。

(1) 現行

職員の区分	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	1.125月 (0.625月)	1.175月 (0.675月)	0.250月 (0.100月)	2.550月 (1.400月)
管理職員	0.925月 (0.525月)	0.975月 (0.575月)	0.250月 (0.100月)	2.150月 (1.200月)

(2) 令和3年度分

職員の区分	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	1.125月 (0.625月)	1.175月 (0.675月)	<u>0.100月</u> <u>(0.05月)</u>	<u>2.400月</u> <u>(1.350月)</u>
管理職員	0.925月 (0.525月)	0.975月 (0.575月)	<u>0.100月</u> <u>(0.050月)</u>	<u>2.000月</u> <u>(1.150月)</u>

(3) 令和4年度以降分

職員の区分	6月期	12月期	3月期	年間
一般職員	<u>1.050月</u> <u>(0.600月)</u>	<u>1.10月</u> <u>(0.65月)</u>	0.250月 (0.100月)	<u>2.400月</u> <u>(1.35月)</u>
管理職員	<u>0.850月</u> <u>(0.500月)</u>	<u>0.900月</u> <u>(0.550月)</u>	0.250月 (0.100月)	<u>2.000月</u> <u>(1.150月)</u>

※支給月数の（ ）内は、再任用職員の支給月数

3 施行期日

(1) 令和3年度分

公布の日

(2) 令和4年度以降分

令和4年4月1日